

登録教習機関の登録区分の全部廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第49条の規定による業務の登録区分の全部廃止の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人日本鳶工業連合会
登録教習機関の所在地	東京都港区芝公園3丁目5番20号
登録教習機関の代表者	会長 清水 武
登録番号	第9号
廃止する登録技能講習	9-2 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 9-3 足場の組立て等作業主任者技能講習 9-4 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
廃止年月日	令和6年3月30日

令和6年3月 日

静岡労働局長